

**労務アドバイス VOL.12**  
～改正育児・介護休業規程 施行されました～

平成 29 年 10 月 1 日、育児・介護休業規程が改正されました。今回の改正のポイントですが、

(旧) 子が 1 歳に達するまでの間、労働者の申出により育児休業が取得できる。ただし、保育園に入園できないなどの事情等がある場合は、子が 1 歳 6 か月に到達するまで、育児休業を延長することができる。

(新) 子が 1 歳に達するまでの間、労働者の申出により育児休業が取得できる。ただし、保育園に入園できないなどの事情等がある場合は、子が 1 歳 6 か月に到達するまで、育児休業を延長することができる。**さらに、1 歳 6 か月に達した時点でなお、保育園に入園できない事情等がある場合は 2 歳まで延長することができる。**

という内容となっています。その他、

- ・育児休業制度の個別周知の努力義務の創設
- ・育児目的の休暇制度の努力義務の創設

などがあります。今回の 2 歳までの延長については様々な立場により、賛否両論があります。まず、保育園の待機児童の問題がなかなか解消しないため、苦肉の策として 2 歳まで延長という法案改正に至りましたが、ただ、保育園という施設を増やしたとしても、保育にあたる労働者が低賃金であり、きつい仕事であるということから、人材不足であることなど、待機児童問題の解消を 1 つとっても、奥の深い問題があります。また労働者にとっても、出産前の産前休業を含めると、2 年以上職場を空白にすることとなりますが、果たしてその後、スムーズに職場復帰ができるのか、せつかくのキャリアが中断し、その後、子育て中心となってしまうため、昇進・昇格の機会を逃してしまう、など子を産む性である女性の悩みが見え隠れします。今月衆議院の解散による選挙が行われますが、解散の大義として安倍総理がかかげた「消費税の使い道の変更」により、幼児教育等子育て世帯への税配分を手厚くしていくということですが、どのように根本的な問題を解決していくのか、一人の有権者としてもしっかりと見ていきたいと思えます。

**社会保険労務士法人リップル 代表社員 神田 眞弓**

〒274-0063

千葉県船橋市習志野台 2-12-29 ASビル 202号

TEL:047-496-0600 FAX:047-496-0601

e-mail:info@sr-ripple.com

URL:http://sr-ripple.com

